

令和 7 年度事業計画

1 基本方針

当センターは、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に各種事業を実施しております。

令和 7 年度は、フリーランス法の施行に伴うシルバー人材センターの新たな契約方式への移行、諸物価の高騰に伴う経費の増高など、当センターを取り巻く環境への様々な影響が考えられます。景気が緩やかに持ち直している中で企業、公共からの受注に減少傾向が見られるなど、コロナ禍以前の状態までには回復していない状況が続いています。

令和 6 年度の概要ですが、会員の就業機会の確保を図るため、当センターの事業について広く理解を求めるとともに、(公社)神奈川県シルバー人材センター連合会(以下「県シ連」という。)の一拠点として、労働者派遣事業、有料職業紹介事業を実施いたしました。また、高齢者の社会参加に向けた支援を行うため、生涯現役応援窓口を開設し、事業の拡大に努めました。

当センターの取組を積極的に P R するため、令和 7 年 1 月に市役所本庁舎ふれあいプラザにて当センターの専用ブースを設け、ポスターや写真の掲示、パンフレットの配架等を行いました。併せて、当センター P R ビデオの同プラザの大型モニターでの放映などにより就業機会の拡大・提供及び会員確保の促進に努めました。また、「女性のためのちょこっとワーク講座」を開催し、女性会員の拡大に努めるとともに、入会手続きの一部をインターネットで行う「W e b 入会申込サービス」を令和 7 年 1 月より導入し、会員確保のための入会手続きの改善を図りました。

指定管理事業の自転車・自動車駐車場施設の管理においては、コロナ禍をきっかけに働き方も変わり、減少していた利用者数の今後の回復も不透明であることから、市と連携を密にし、施設の利用促進を図るとともに、効率的な管理運営に取り組みました。

このような状況の中、令和 7 年度は、中期事業計画(令和 4

年度～令和 8 年度）の 4 年目として、当計画に位置づけられた各項目の目標の達成に向けて取り組むことといたします。

本事業計画に基づき公益法人としての責務を果たし、公益目的事業の推進を通じて地域社会へ貢献できるよう引き続き取り組んでまいります。また、常に費用対効果を念頭に効率的な運営に努め、会員及び役職員が一体となって、地域に根ざした身近な拠点としてのセンターを目指してまいります。

2 事業計画

中期事業計画（令和 4 年度～令和 8 年度）の（1）就業機会の拡大・提供から（8）財政基盤の確立までの 8 項目についての総括目標を達成するため、各種事業を行うこととします。

（1）就業機会の拡大・提供

少子高齢化が進展する中で、高齢者の就労ニーズは依然として高く、希望する就業内容も変化しつつあります。一方で企業等における人手不足は社会的な課題となっており、センターの果たす役割は重要となっています。

広報媒体の活用や企業・団体などへの訪問などにより受注先の開拓や拡大を図り、会員の就業機会の推進に努めるとともに、適正就業の確保と会員の就業ニーズに応えるため労働者派遣事業、職業紹介事業の拡大に向けて取り組んでいきます。

指定管理事業においては、令和 6 年度から令和 10 年度までについて茅ヶ崎市から指定管理者として指定を受けました。引き続き、地域の高齢者の生きがい就業の場を確保・提供し、利用者が安全に安心して利用できる施設として対面方式によるきめ細やかなサービスに努めるとともに、より利用しやすい施設となることに配慮して効率的な管理運営を実施していきます。

広報活動として、当センターのホームページや P R ビデオ、パンフレット等を積極的に活用するとともに、商工会議所や子ども、高齢者にかかわる事業者団体を通じ就業に向けての必要な情報を効果的に提供できるようにしていきます。

ワークシェアリング等を引き続き推進し、就業の提供の機

会を増やすほか、会員にとって希望に沿った就業となるよう的確なマッチングに努めます。また、顧客ニーズに対応するため会員情報の集約や充実を図ります。

(2) 会員確保の促進

景気は緩やかに持ち直しているものの、会員の就業機会はコロナ禍以前の状態までには至っていません。センターの会員数は回復傾向にあるものの、社会制度の変化もあり、依然として厳しい状況が続いています。県シ連等と連携を図り、新たな会員の確保及び退会会員の抑制等に引き続き取り組んでいきます。

令和6年度の状況は、4月から2月までの入会者数が139人、同期間の退会者数は91人で、令和7年2月末現在の会員数は958人となっており、前年同月末と比較し、28人減少しています。

入会説明会の開催を年間18回予定するとともに、生涯現役応援窓口での相談等によりセンターへの加入促進を図ります。

また、入会手続きの改善である「Web入会申込サービス」の周知に努めるとともに、会員向け相談窓口の活用に加え、ゴールド会員制度を継続して実施し、入会の促進、退会の抑制を図り、会員確保を促進します。

(3) 安全・適正就業の徹底

就業にあたっては、安全かつ適正な就業を第一に行うこととします。巡回指導などにより安全・適正就業作業ガイドラインや労働法規の順守などを徹底し、「事故件数0」を目標とし、継続した取組を行っていきます。また、引き続き就業マニュアルに沿った作業手順の標準化を推進します。

(4) 技能及び質の向上

就業に対する理解、認識を深めるため講習会、会員相互の意見交換会等を実施し、会員等の技能及び資質の向上、平準化を図り、仕事の質、効率性を高め、お客様の満足度を向上させることで発注ニーズを高めます。

(5) 会員の親睦・生きがいがづくり活動の推進

会員相互の親睦を深めるとともに、会員の生きがいがづくり

に資する取組を推進することで、センターの活性化を図ります。

同好会活動については、紹介情報をホームページ等で発信するとともに新たな会の設立を支援するなど、会員の親睦を深めるための取組を実施します。また、会員向けの趣味の教室の開催など会員の生きがいづくりに資する取組を実施します。

(6) 社会参加活動の推進

ボランティア活動をはじめとして積極的な社会活動を通じて地域社会との結びつきを得る機会の確保・提供に努めます。また、会員の社会参加活動の促進を図るため、会員への周知と参加へ向けた啓発を行います。

(7) 組織の活性化、強化及び改善

「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと会員が就労する職種ごとにその理念を実践するため、就労する上での課題を共有し、会員相互の連帯意識の向上を図ります。こうした取組の一つである職域班制度については、試行的な運用を行ってきました植木班、除草班の外、他の職域に拡大して運用していきます。

社会状況の変化や制度改正に対応するため、契約方法の見直し、適正就業、リスク管理、公益事業者としての管理など、複雑化するセンター業務をより効率的に実施できるよう、事務局体制の整備等に取り組みます。

(8) 財政基盤の確立

公益社団法人として、定款に定める事業を計画的に推進するため、新たな収入の確保など財政基盤の強化を図るとともに、収支バランスを考慮した効率的な財政運営を行います。

また、フリーランス法の施行による新たな契約方式やそれに関連する消費税に係るインボイス制度への対応など、複雑化する課題に対し引き続き県シ連等関係機関と連携を図ることとします。